

# 前橋市固定資産評価審査委員会条例の改正について（議案第68号）

収納課

## 1 改正の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 内容

書面審理に係る規定において、引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるとともに、同法の引用条項を改める。

## 3 施行期日

公布の日